
第5章

施策の展開

第5章 施策の展開

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 1 学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成

現状と課題

学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立等を図るように取り組んできました。基礎的・基本的な知識・技能は、「草加っ子の基礎・基本[○]」に取り組むことで一定の成果を上げることができました。しかしながら、全国学力・学習状況調査[○]の結果を見てもA問題（主として「知識」に関する問題）、B問題（主として「活用」に関する問題）とも全国平均には達しておらず、「学力向上」は最重要課題ととらえています。

今後、これまで以上に各種学習状況調査等を様々な視点から分析し、課題解決のための方策を立て授業改善を行い、児童生徒が確かな学力[○]を身に付けることができるようにしていかなければなりません。特に埼玉県学力・学習状況調査[○]を活用し、一人ひとりの学力やその伸びを把握し、それを指導にいかすことで一人ひとりの学力を確実に伸ばす必要があります。

児童生徒の学習習慣の確立には、家庭の協力も欠かすことはできません。そして、児童生徒の体験的な活動には地域の方の協力も必要となります。教育委員会、学校、家庭、更には地域が一体となって、児童生徒の「学力向上」に取り組むことが今後の課題となります。

完全学校週5日制のもと、土曜日に家庭や地域で豊かな生活体験、社会奉仕体験、自然体験など、様々な経験を積み、自らを高めている子どもたちが存在する一方で、必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちも少なからず存在しているといわれています。そのため、学校週5日制の趣旨を踏まえ、地域社会の中で子どもたちの知・徳・体をバランスよくはぐくむため、土曜日等のよりよい過ごし方を検討し、実現させることが必要です。

通常学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、それらの児童生徒が授業に取り組みやすくするために、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業[○]改善を進めることが課題となっています。

また、新学習指導要領改訂の動向を踏まえ、これからの時代を見据えた資質・能力を児童生徒に身に付けさせる必要があります。これまで出会っていない課題に対しても、持てる力を総動員して主体的に解決していこうとする力を培っていくことが必要です。そのために、児童生徒が主体的に課題を発見し、解決する力を身に付けることが必要です。これまで以上に、児童生徒がアクティブ・ラーニング[○]に取り組めるようにすることが課題です。

情報教育機器については、これまでも整備を進め、授業でもデジタル教科書等を使える環境づくりをしてきました。今後より一層、教員がICT[○]を活用して授業の中で個別指導やアクティブ・ラーニング[○]に取り組むための情報機器の整備や教員の研修が課題となります。

グローバル化の進展に対応していく力を子どもたちにはぐくむ必要は、今後ますます大きくなります。これまでも外国語活動及び英語教育の充実のための施策を進めてきましたが、今後は、更に言語や文化が異なる人々と主体的に協働できる力をはぐくむことが課題です。また、小学校英語教科化への対応を始め、児童生徒の英語力の向上が課題です。

教員研修においては、教員が世代交代している現状を踏まえ、初任者研修、ステップアップ研修（2年次）、3年次研修、5年次研修、中堅教員研修、10年次研修、20年次研修、臨時的任用教員研修などの、教員のライフステージに応じた教員研修の内容充実、ミドルリーダー育成に取り組んできましたが、児童生徒にこれからの時代を見据えた資質・能力を身に付けさせるための教員の資質向上が課題です。

学習補助員[○]等については、子どもたちへのきめ細かな学習指導を行うことが大切であり、今まで以上に児童生徒一人ひとりの学ぶ力を伸ばしていくための適切な配置が必要です。

学校司書[○]は、全校への配置を行いました。今後は、子どもたちの読書に対する関心を高め、読書力を向上させるための工夫が必要です。

学校図書は、国が定める学校図書館図書標準に対し、各校の充足率100%を目指し、一層の充実を図るとともに、蔵書及び老朽化した書架・閲覧テーブルの更新を積極的に行い、児童生徒が利用したくなる学校図書館づくりをする必要があります。

施策の方向

学力向上については、児童生徒の学習意欲を向上させるため、学習への支援と環境の整備を行い、幼児期の教育を出発点として小学校教育から中学校教育へ緊密に連携していくことが大変重要です。学校における日々の授業を充実させるための授業改善などを進めるとともに、全国学力・学習状況調査[○]や埼玉県学力・学習状況調査[○]、市独自の学力調査等の各種調査を活用し、家庭・地域と一体となって児童生徒が知識・技能、思考力、判断力、表現力を含めた確かな学力[○]を身に付ける取組を行います。そのために、これまで以上にアクティブ・ラーニング[○]に取り組みます。

教員がICT[○]を活用して、授業の中で個別指導やアクティブ・ラーニング[○]に取り組むための環境づくりや教員の研修を行います。そして、児童生徒の発達段階に応じたコミュニケーション能力、課題解決能力、情報活用能力を育成するとともに、情報モラルの向上を図ります。

教員一人ひとりの英語力と指導力の向上、及び小学校の外国語活動から中学校外国語科へ円滑に接続させるための研修を行います。さらに、小学校英語教科化に向けた指導計画の検討を始め、外国語指導助手（ALT）[○]を適切に配置し、児童生徒が言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、グローバル化に対応した児童生徒を育成します。

児童生徒一人ひとりの土曜日における豊かな教育環境の充実を図るため、土曜授業を含めた教育活動を推進します。

通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒が授業に取り組みやすくするために、授業にユニバーサルデザインの視点を取り入れます。そのことにより、教室のすべての児童生徒にとって分かりやすい授業になるように授業改善を行います。

教員研修では教員のライフステージに応じた研修及び臨時的任用教員の指導力を高める研修において、経験豊かな教員の指導技術を若い世代の教員に伝承することに取り組みます。

児童生徒一人ひとりの学力の向上を支援するため、学習補助員[○]の採用に当たっては教員免許保有者を積極的に採用します。各補助員の指導力向上に向け、研修の充実を図ります。

学校図書館の蔵書及び環境を充実させるとともに、教材備品の整備を計画的に実施します。また、学校司書[○]の採用に当たっては、雇用条件を改善し、司書資格等保有者を積極的に採用します。

主な取組

◇ 「草加っ子の基礎・基本」の定着

「草加っ子の基礎・基本[◎]」のより一層の定着を図るため、「知・徳・体」のバランスの取れた取組を進めます。「知」における児童生徒の基礎・基本の更なる徹底を図り、学力の向上につなげます。

◇ 教員研修の充実

教員としての指導力の向上のため、教員のライフステージに応じた、体系付けた研修計画を確立し、教員研修の充実に取り組みます。まず、専門性を確認するため初任者研修や臨時的任用研修、5年次研修、市独自で実施している3年次研修や中堅研修の充実に取り組みます。さらに、専門性を発展させるため、市独自の教員研修に取り組むとともに、教員自主研究会「草加教師塾[◎]」を支援します。管理職としての管理・指導力の向上のため、市独自で実施している校長研修会、教頭研修会、学校経営研修会の充実に取り組みます。

◇ 市委嘱研究の充実

市委嘱研究については、市として取り組むべき課題や内容をより明確にし、その課題に対する委嘱を推進するとともに、その学校で成果を得た効果的な方策を市内各校へ広げていかします。また、その成果を次の委嘱校に着実に引き継がれるようにしていきます。

特に学力向上推進校に対して、学力向上プラン[◎]への指導助言や学習補助員[◎]の配置等の支援を行います。

◇ 各種学力調査の実施と分析・活用

全国学力・学習状況調査[◎]、埼玉県学力・学習状況調査[◎]、市独自の学力調査等を実施し、その結果を把握・分析し、教育指導の改善を図ります。

◇ 学習指導要領改訂への対応

新学習指導要領全面実施に向け、国や県の動向を踏まえ研究を進めます。小学校における英語の教科化、「特別の教科 道徳」の実施を始め、アクティブ・ラーニング[○]の充実など学習内容、指導方法の見直しについて情報を得て、日々の指導の改善に努めます。

◇ 児童生徒の学習に対する支援の充実

一人ひとりの児童生徒に基礎的な知識・技能を身に付けるために学習補助員[○]を配置し、学習支援の充実に取り組みます。日本語に不自由な外国人の児童生徒が、日本語を確実に身に付けていくため、国際理解教育補助員[○]を配置し、日本語指導の支援に取り組みます。外国語活動・英語教育の充実のため、小中学校の外国語指導助手（ALT）[○]の配置を拡大します。学校司書[○]を全校に配置し、読書活動の充実を図りました。今後、学校司書[○]の配置の拡充を図りながら、児童生徒の読書に対する関心を高められるように取り組みます。必要に応じて学級支援員を配置し、落ち着いた教室環境を整えます。

◇ 教材教具の整備

必要な教材教具を整備し、教員が教材研究を深めることのできる環境をつくり、授業力の向上につなげます。また、授業の工夫や改善をとおして、児童生徒の学力の向上を図ります。

◇ ICTの整備

ICT[○]を活用して、授業の中で個別指導やアクティブ・ラーニング[○]に取り組むための環境づくりを行います。そのために、情報教育機器の整備と教員の研修に取り組めます。各教室・特別教室で使用できる大型のディスプレイを設置し、各校に必要な台数のタブレット端末を配備し、デジタル教科書等を利用した一斉学習や、個別学習、協調学習[○]等に対応できる設備を整えます。

◇ 外国語活動・英語教育の充実

小学校の外国語活動から中学校外国語科へ円滑に接続させるための研修を行います。また、小学校英語教科化に向けた指導計画の検討等、指導体制の整備を行います。小中学校の外国語指導助手（ALT）[○]の配置を拡大します。外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めます。

◇ 学校図書館教育の充実

今後、学校司書[○]の配置の拡充を図りながら、児童生徒の読書に対する関心を高められるよう取り組みます。また、学校図書館の蔵書内容や老朽化した図書の更新を考慮のうえ、国が定める図書標準の充足率100%以上の維持を目指すとともに、図書館設備備品の更新を図り、快適な学習環境づくりに努めます。

◇ 児童生徒の効果的な学習時間の確保

各学校で、授業規律を確立し、児童生徒が計算や漢字の繰り返し学習をできる時間や場の設定に取り組みます。さらに、児童生徒が学力を向上させる場として草加寺子屋（土曜学習）[○]の開催を継続するとともに、夏休みや放課後に学習補助員[○]等を活用した補習教室を開催します。また、児童生徒に発達段階に応じながら予習・授業・復習の学習サイクルを身に付けさせられるように、保護者と連携しながら、家庭学習の充実に取り組みます。

◇ 土曜日等の教育活動の充実

学校週5日制の趣旨を踏まえ、地域社会の中で児童生徒の知・徳・体をはぐくむため、土曜授業等を含め望ましい土曜日等の教育活動について、順次実施していきます。

◇ 児童生徒の学習環境の整備

子どもたち一人ひとりの学習を支援し、9年間をとおしての学力の向上を計画的に進めるため、中学校区ごとの小中学校合同での授業研究会の開催など小中学校間の連携を図りながら、学力の向上に取り組めます。また、学習掲示物の工夫を始め、各学校の実情に合わせ、朝の時間等で静粛な環境をつくり、学習や読書に集中できるよう、児童生徒の落ち着いた学習環境づくりに努めます。

◇ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業^⑨づくりに向けた研修の充実

通常学級に在籍する特別な教育支援を必要とする児童生徒が授業に取り組みやすくするために、授業にユニバーサルデザインの視点を取り入れる方策について研修会を実施します。また、研修並びに実践を進める中で、教室のすべての児童生徒にとって分かりやすい授業になるように授業改善を行います。

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 2 心豊かな児童生徒の育成

現状と課題

近年、少子高齢化、高度情報化が急速に進展する中、社会全体に様々な課題が生じています。また、都市化傾向の高まりから、自然環境の減少、地域コミュニティの弱体化とともに、人間関係の希薄化、核家族化など、児童生徒を取り巻く環境に大きな変化が生じています。児童生徒は、その影響を受ける中で育っており、規範意識や倫理観の低下及び自然との触れ合いなど、人格を形成する上において必要な経験の不足等が懸念されます。その中で、学校教育全体で心豊かな児童生徒の育成に努めてきました。その結果、「草加っ子の基礎・基本[○]」の「規律ある生活」については、全体的に向上しています。学級集団アセスメント検査[○]を小学校5年生、中学校1年生で実施し、検査結果を分析することで、いじめや不登校の早期発見や予防のための手立てとして活用しています。今後も、いじめ、不登校、暴力行為など生徒指導上の課題解決に向け、道德教育の推進を始め、様々な角度から取組を充実させていく必要があります。

施策の方向

直面する課題に対応するため、幼保小中の連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じた道德教育を推進することを始め、いじめ・不登校などに対応する教育相談、問題行動の予防や解決を図るための積極的な生徒指導の充実を図ります。「草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関と緊密に連携を図りながらいじめ撲滅に取り組みます。また、幼児期から、人や自然との関わりを広げる豊かな体験活動をとおして、感性の形成やコミュニケーション能力の向上を図ります。また、音楽教育や自然教室を充実させ、心豊かな児童生徒の育成を目指します。

主な取組

◇ 「草加っ子の基礎・基本」の定着

「草加っ子の基礎・基本[◎]」のより一層の定着を図るため、「知・徳・体」のバランスのとれた取組を進めます。「礼を正し、場を清める、時を守る」などの規律ある生活の更なる徹底を図り、心豊かな児童生徒の育成を目指します。

◇ 道徳教育の充実

人間としてよりよく生きるための道徳性を育成するという視点に立ち、社会生活の決まりや基本的モラルを身に付けるなど規範意識の向上のため、道徳教育の内容、指導の充実を図る施策を推進します。文部科学省発行の『私たちの道徳』、埼玉県教育委員会発行の『彩の国の道徳』を積極的に活用し、児童生徒の自尊心の形成や他者への思いやりなどを身に付けるための指導を実施します。また、道徳が「特別の教科である道徳」として位置付けられることについて、その目標、内容、評価、指導体制について研究し、「特別の教科である道徳」を要とし、全教科・領域で「考える道徳」「議論する道徳」の実践に取り組みます。

◇ 教育相談の充実

電話・面談・学校訪問等による教育相談をとおして、学校生活の諸問題に対する支援に取り組み、適切な助言を行います。学級支援員、さわやか相談員とスクールカウンセラーの学校への配置、学校支援指導員・スクールソーシャルワーカー・臨床心理士等の小中学校への派遣を含め、発達上や生徒指導上の課題のある児童生徒、虐待が疑われるケース等きめ細かな支援の充実を図ります。さらに、学校適応指導教室[◎]の運営の充実に取り組むとともに、学校との連携を深め不登校児童生徒の自立と学校生活への復帰を支援します。

◇ 生徒指導の充実

校内指導体制を確立し、児童生徒一人ひとりに対する理解に基づいた生徒指導を推進するために、管理職のリーダーシップのもと、教職員相互の信頼・協力・共通理解による生徒指導の推進を支援します。また、家庭との連携を図りながら、学校と地域、警察などの関係機関が一体となった指導を行い、一貫した生徒指導に当たります。さらに、学校警察連絡協議会等の会議や研修を充実させ、学級集団アセスメント検査[○]や臨床心理士の巡回相談等をとおして、いじめや不登校、暴力行為等の未然防止に努めます。

草加市の「いじめ防止基本方針」、各学校の「いじめ防止学校基本方針」を指針として、なお一層、いじめ問題について、未然防止、早期発見に努めます。「いじめ撲滅サミット[○]」を開催し、いじめに関わる講演や市内の児童生徒の代表による自校の取組の発表などをとおして、自分たちの力でいじめを撲滅しようとする心情や態度を育てます。

草加市いじめ問題対策連絡協議会等条例の規定により、いじめ防止対策のために草加市いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査対策委員会等を必要に応じて開催します。

◇ 音楽教育の推進

合唱や合奏などの活動で互いに認め、助け合いながら真剣に取り組むことを通じ、人との望ましい関わり方を学び、児童生徒の情操教育の充実を目指します。市内音楽祭や南部南地区音楽祭、プロの演奏を直接聴く学校コンサートを支援し、豊かな感性を育てます。また、授業研究会や夏季音楽科実技研修会を実施し、教員の授業力の向上を図ります。これまで中学校への楽器整備を重点的に行ってきましたが、今後小中学校の楽器整備を進め、小中学校合同の演奏会の実施など、音楽活動の充実を図ります。

◇ 読書活動の推進

各校で心豊かな児童生徒を育成できるように、読書活動を推進します。そのために、学校図書の一層の充実を図るなど、学校図書館の環境整備を行います。

◇ 自然教室の推進

大自然に恵まれた奥日光自然の家の利用や福島県昭和村の協力を得て、児童生徒一人ひとりが自然の恵みや美しさに触れる体験をとおり、豊かな感性をはぐくみます。学校生活では得難い自然の中での仲間との触れ合いを通じ、よりよい人間関係を築き、心豊かな児童生徒の育成を目指します。ゆとりあるプログラムをつくり、自然への能動的な行動を前提としつつ、児童生徒の自主性を伸ばす活動や問題解決型学習を進めます。

◇ 「命をつなぐ教育」の推進

「命をつなぐ教育」として、自分や他人の命を大切にするために自分ができることを考え行動しようとする意識の高揚を図るため、造血幹細胞移植、生命誕生等の学習に取り組みます。

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 3 健康でたくましい児童生徒の育成

現状と課題

近年の新体力テスト[○]の結果では、本市の児童生徒の体力・運動能力[○]は、県平均と比較して、全体的に下回っていますが、平成26年度の結果では一部の種目では上昇が見られます。

児童生徒の実態を検証し、授業の実践の在り方、運動に対する意識調査などを行い、健全な体力の向上を図ることが必要です。

また、中学校部活動では、個人競技・集団競技とも幅広く活躍しています。さらに、全校の部活動全体としてのレベル向上とその支援が必要です。

学校給食は、小学校が自校直営調理方式、中学校が自校委託調理方式を採用しており、安全でおいしい手作り給食を実施しています。給食費の取扱いに関しては、様々な課題があり、給食費の公会計化のための検討を進めています。また、地産地消の推進については、給食の食材に使用する野菜を、市内の食育応援農家[○]から学校に納入していますが、複数校への運搬の手立てや指定日に指定量の確保等の課題があります。食育の推進については栄養教諭及び学校栄養士が積極的に授業に参加し、児童生徒の朝食摂取率を高めています。今後は、朝食の献立の見直しを含め、朝食の在り方について各校の学校保健委員会等を通じて検討していく必要があります。

学校保健では、未就学児及び児童生徒のむし歯等の疾病における早期治療を促進し、現在70%前後のむし歯の治療率を75%まで引き上げるよう働きかける必要があります。また、各種健康診断を実施し、保健上必要な助言を行い、特に感染症対策について、感染予防及び感染拡大の防止を図る必要があります。さらに、学校における災害については、その発生を可能な限り未然に防ぐことが求められています。

施策の方向

子どもたちが明るく豊かで活力のある生活を営むために、元気に運動し、しっかり食事をとり、ぐっすり睡眠をとる、健康で体力のある児童生徒の育成を目指します。

幼児期の教育から中学校教育まで子どもたちが体を動かすことで運動が好きになり、授業等で特性を知り、知識や技能を身に付けながら、体力・運動能力[○]の向上を目指します。中学生の部活動への意欲の向上を図り、部活動への支援を幅広く行います。

学校給食業務の適正な運用を図り、給食事業全体の収支を踏まえ、地場産の食材を積極的に活用するとともに、アレルギー対策などを講じ、安全でおいしい草加の給食を提供します。

栄養教諭を中心とした家庭科や特別活動等の授業等でバランスのとれた食事、朝食の摂取等の食育の充実を図ります。

学校保健を充実し、健康でたくましい児童生徒の育成を図ります。

主な取組

◇ 「草加っ子の基礎・基本」の定着

「草加っ子の基礎・基本[○]」のより一層の定着を図るため、「知・徳・体」のバランスのとれた取組を進めます。健康・体力などの「体」における基礎・基本については体育の授業を中心に更なる徹底を図り、児童生徒の体力・運動能力[○]の向上を目指します。

◇ 体力向上プランの策定

新体力テスト[○]で明らかになった自校の体力・運動能力[○]の課題をもとに体力向上プランを策定し、授業や特別活動、業前・業間運動等、全教育活動の中で体力・運動能力[○]を向上させるための取組を行います。その後、例えばその成果を検証するために2学期に再度新体力テスト[○]を実施し、さらに体力向上プランを見直すなど、体力向上に向けた取組に努めます。

◇ 体育・保健体育の授業の改善

研修を通じて教員の指導力を高め、体育・保健体育の授業改善を図ります。発達
の段階や個人差を踏まえながら、体の動かし方や運動の仕方を理解できるようにす
ることで、技能が向上し、運動好きになる児童生徒を育成します。また、児童生徒
の適切な運動量を授業の中で確保し、日常的に運動しない児童生徒にも運動を習慣
化させる取組や指導を行います。小中学校間の連携を通じた児童生徒の体力・運動
能力^⑨の向上を図ります。

◇ 運動の日常化の推進

「時間・空間・仲間」の3つを大切にし、子どもたちが「体を動かしたくなる」
取組を進めます。そのために始業前、業間、放課後、長期休業中等、身体活動の時
間を確保します。また、青少年相撲大会や学校対抗相撲大会及びなわとび大会を開
催し、体力及び指導技術の向上を図るとともに、日常的に運動に親しむためのき
っかけづくりとします。

◇ 生活習慣の改善

朝食の摂取、テレビ等の視聴時間、睡眠時間の確保等、生活習慣は体力との関連
が深いことがこれまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査^⑩で明らかになって
います。家庭とも協力しながら各校において教科や特別活動、総合的な学習の時間
等で生活習慣の改善に取り組みます。

◇ 中学校部活動の推進

中学校部活動では、競技レベルの向上のため、専門的な指導力を有する地域の外
部人材の協力を受け、部活動の充実を図ります。また、市内中学校の部活動が関東
大会や全国大会へ出場する際、激励会を実施し、横断幕を作成する等広く周知し、
大会出場の支援を行います。

◇ 学校給食の推進

小学校（直営）・中学校（委託）の学校給食業務を継続して実施します。引き続き学校給食業務の適正な運用を図るため、コスト等の比較・検討を行います。また、給食費の取扱いに関する課題解決を図るため、公会計化の検討を進めます。

地産地消では、地産地消会議を定期的開催する中で課題等を整理し、地元生産者と意見交換し、農産物を積極的に学校給食に取り入れ、地元で採れた食材のおいしさを子どもたちに認識してもらうなど、地産地消の推進を図ります。

◇ 食育の推進

児童生徒の健やかな体づくりのため、家庭と協力し朝食の摂取率を高めます。また、栄養教諭を含む学校栄養士と連携し、児童生徒のバランスのとれた食生活の推進を図ります。

食育応援農家[○]と連携し、地場産の食材を活用した給食を推進し、栄養教諭を中心とした学校栄養士とのチームティーチング[○]を積極的に行い、食育の推進を図ります。

◇ 学校保健の充実

就学時健康診断を始め各種健康診断を実施し、その結果に基づき、治療勧告後の改善率の向上を図るため、保健上必要な助言を行い、児童生徒が健康でたくましく育つよう支援します。また、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師と連携し、更なる学校保健の充実を図り、保健室の備品の整備を計画的に進めます。現在70%程度のむし歯の治療率を75%程度に引き上げるため、学校保健会との連携による啓発活動を行います。

さらに、感染症対策として、感染予防及び感染拡大の防止を図り、各種環境衛生講習を開催します。

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 4 きめ細かな特別支援教育の充実

現状と課題

本市では、これまでノーマライゼーション[○]の理念に基づき、特別支援教育[○]の充実に取り組んできました。特別支援学校や特別支援学級など個々の支援ニーズに応じた教育の場で学ぶ児童生徒に加え、それ以外にも特別な教育的支援を必要とすると思われる児童生徒が小中学校に在籍しており、早期からの教育相談及び一貫した教育支援が求められています。

そのため、発達障害を含む障がいのある児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し、校内支援体制の整備、充実を図り、一人ひとりのよさや可能性を最大限発揮できる環境づくりに努めてきました。特に、市内32校の全小中学校に特別支援学級を設置し、第一次計画の目標値を達成しました。

今後は、ノーマライゼーション[○]の理念から、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム[○]の構築に向けてより一層、保護者や医療、福祉などの関係機関と連携し、個別の教育支援計画作成を普及させるなど、長期的視点に立ち、一貫した支援を行う必要があります。また、一人ひとりのニーズに応じた必要な支援及び適切な指導が図れるよう、特別支援学級等の担当教員の育成並びに全教員の特別支援教育[○]に係る指導力の向上に取り組む必要があります。

施策の方向

障がいのある児童生徒の多様化する教育的ニーズに対応できるよう、教育支援の充実を図り、特別支援教育[○]の更なる推進・充実を図ります。また、特別支援学校が担っているセンター的機能を活用するなどその専門性をいかし、埼玉県立草加かがやき特別支援学校[○]との連携を図ります。

教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援教育就学奨励費補助事業を進めます。

主な取組

◇ 特別支援教育の充実

早期からの教育に関する相談・支援、就学支援、就学後の適切な教育及び必要な教育的支援全体を一貫した「教育支援」ととらえ、子どもや保護者の人権に配慮しつつ、子ども未来部等と情報共有を図り、行政組織間の横の連携を密にすることで就学前からの効果的な支援を目指し、児童生徒一人ひとりのニーズに応じた「教育支援」の充実を図ります。

そのために、草加市障害児就学支援委員会、就学相談、就学予定児及び保護者を対象としたことばの相談会等の実施をとおり、児童生徒の特別な教育的ニーズを把握し、適切な就学支援及び継続的な支援をしていきます。

また、特別支援学級等の支援体制の整備・充実を図るとともに特別支援学級及び通級指導教室[◎]の人材の確保、担当教員の育成及び指導力の向上に努めます。

さらに、必要に応じて障がい種別の特別支援学級を設置し、特別支援教育支援員[◎]の効果的な配置を計画的かつ組織的に進め、児童生徒の特別な教育的ニーズに合った教育環境の整備を進めます。

そのほか、中学校特別支援学級学習交流会や市内特別支援学級合同発表会への支援に取り組み、各活動、行事の充実に努めます。

加えて、特別支援学級及び通級指導教室[◎]担当教員の育成並びに全教員の特別支援教育[◎]に係る指導力向上のため、各種研修会の充実を図ります。

◇ 特別支援教育の就学奨励費の補助

教育の機会均等の趣旨に基づき、小中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者または特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な経費について補助をします。

◇ 埼玉県立草加かがやき特別支援学校との連携

地域の子どもたちや保護者、教員への支援・相談・助言など、特別支援学校が担うセンター的機能を積極的に活用するなど、埼玉県立草加かがやき特別支援学校[◎]との連携を図り、小中学校の特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育[◎]の充実を図ります。

基本目標 1 一人ひとりのよさや可能性が発揮される学校教育の推進

施策

1 - 5 一人ひとりに応じた就学支援の充実

現状と課題

経済的な格差に影響を受けることなく、子どもたちがその能力に応じて等しく教育を受けられるような取組を推進することが求められています。

草加市の就学援助の認定は、独自に所得制限を用いた基準を設け実施しています。また、平成26年度からは生徒会費を援助対象としました。今後は、援助の拡充について、検討する必要があります。

学費の支出増加に対応するため、貸付金額の見直しや各種奨学金制度の検討を進めるとともに、貸付金の滞納者への対策を強化することが必要となります。

施策の方向

就学援助の認定に当たっては、所得制限を導入した新たな基準に基づいた認定を行い、同制度の運営の透明性の向上を図ります。

中学校の生徒会費を援助対象としましたが、援助の拡充については、さらに検討を進めます。

入学準備金、奨学資金貸付制度は、相談件数の増加や相談内容の多様化に合わせて、貸付制度の在り方について検討し、制度運用の充実を図ります。また、入学準備金及び奨学資金の滞納対策が急務であることから、滞納解消に向けて法的措置等の具体的な取組を実施します。

主な取組

◇ 就学援助の適正な認定

所得基準を導入した草加市独自の認定方法により適正に運用を進めます。また、援助の拡充について検討を進めます。

◇ 入学準備金及び奨学資金貸付制度の見直し

入学準備金及び奨学資金の相談件数の増加及び相談内容の多様化に対応するため、貸付額の見直しや活用しやすい貸付制度の検討を進めます。

返済に当たっては、口座振替利用を基本として、確実な返済と返済状況の管理を行います。

◇ 貸付金の滞納解消に向けた取組

滞納者に対し、文書督促及び電話催告、自宅訪問や個別相談を実施するとともに、長期滞納者に対しては、滞納の解消に向けた取組を強化します。

基本目標 2 安全安心な教育環境整備の推進

施策

2 - 1 計画的な学校教育施設整備の推進

現状と課題

子どもたちの安全安心な学校施設の整備を図るため、これまで校舎・屋内運動場等の耐震補強工事を行いました。

しかしながら、築50年を経過した校舎もあり、安全安心な教育環境を整備するためには、校舎の大規模改修等の対策を効果的・効率的に実施していく必要があります。

さらに、トイレ環境の整備が必要な校舎もあり、学習環境を整えるための設備の充実が重要です。

また、近年の社会問題となっている夏の猛暑対策として、小中学校全普通教室及び音楽室へエアコンを設置しました。さらに、児童生徒の健康の保持及び学力の向上のために、その他の特別教室へのエアコン設置等の対策について検討する必要があります。そのほか、新規備品の整備及び老朽化した大型備品の更新を計画的に進めてきました。

施策の方向

安全安心な教育環境を整備するため、学校施設の天井材等の非構造部材[◎]について耐震化等の対策を進めます。

草加市公共施設等総合管理計画の基本的な考え方に基づき、校舎等大規模改修・トイレ環境の改善等、安全安心な教育環境の整備を効果的・効率的に実施し、併せて備品の整備・充実に図ります。

主な取組

◇ 非構造部材^③の耐震化

屋内運動場は災害時の避難場所として重要な役割を果たし、その安全性の確保は極めて重要であることから、屋内運動場における天井等落下防止対策工事を進めます。

◇ 学校施設の維持管理

安全な教育環境の維持・整備を図る目的として、小中学校施設の小規模工事や修繕等を順次実施します。

◇ 校舎等の大規模改修等

経過年数を伴う老朽化した校舎等について、「草加市公共施設等総合管理計画」を基に「学校施設整備計画」を策定し、大規模改修等の対策を進めます。

◇ トイレの改修

トイレについて、「トイレ整備計画」を策定し改修等の対策を進めます。

◇ 共通管理備品の整備

校内放送機器、特別教室備品及び屋内運動場用備品を重点に、順次備品の更新整備を実施します。

基本目標 2 安全安心な教育環境整備の推進

施策

2 - 2 魅力ある教育環境の推進

現状と課題

奥日光自然の家は、小中学生が自然教室を実施している施設で、一人ひとりの児童生徒が自然の恵みや美しさに触れる体験をとおり、豊かな感性をはぐくみます。また、一般の方の利用については、健康増進施設として利用されております。

しかし、建設から約50年が経過していることから老朽化が著しく、毎年修繕を実施しながら維持管理を行っています。

また、利用については、一般の車では乗り入れができず、ハイキングまたは専用のバスでのみ、利用していただいている状況です。

施策の方向

奥日光自然の家の管理運営については、計画的な修繕及び工事を実施し、整備に努め、併せて利用促進を図ります。

主な取組

◇ 自然の家の管理・運営

奥日光自然の家は、施設の老朽化が著しいことを踏まえ、継続して修繕及び工事を実施し、施設の利便性を図ります。

この施設は、児童生徒の健全な育成のみならず、市民の健康増進のための施設であるため、利用者に対し、広報やホームページを通じ、利用時の四季折々の情報提供を図りながら、更なる利用者の拡大に努めます。

基本目標 3 学校・家庭・地域の連携の推進

施策

3 - 1 家庭・地域の教育力の向上

現状と課題

子どもを取り巻く教育環境の課題について、解決及び改善に向かうためには、地域の教育力を学校に取り込むとともに、学校が積極的に家庭や地域に働きかけるなど、学校・家庭・地域が連携して取り組むことが非常に重要です。

小中学校の全校に組織した学校応援団[○]の活動は、学校における学習活動、児童生徒の安全確保、環境整備、部活動への支援等、学校の活性化と家庭や地域の教育力の向上を図ることで成果を上げています。

今後も、土曜日や放課後などにおいて、地域住民の参画を得て子どもたちの学習活動や体験活動の充実を図るなど、地域社会が一体となって、「知・徳・体」のバランスのとれた子どもたちを育成していくことが求められます。

今後、学校応援団[○]の活動を始めとする地域による教育活動を更に充実していくため、多くの人材の協力、地域の特色をいかした多様な体験活動への展開などが課題として挙げられます。

施策の方向

学校応援団[○]について、学校とボランティアとの連絡調整等を行う学校応援コーディネーター[○]を育成するとともに、人材の確保や活動内容の充実を図ります。また、学校応援団連絡協議会や研修会を実施し、各校の情報交換、実践事例の紹介、人材の育成等、活動の支援を行います。

小中学校と家庭・地域との連携をとおして、防災教育や防犯教育を推進し、児童生徒自身が危機を予測し、自らの命を守る能力や、ルールやマナーを守って安全に生活する態度を育成します。学校を含めた地域社会の中で、土曜日や放課後などにおける子どもたちの学習活動や体験活動の充実を図るなど、地域との交流・連携をいかした取組を進めるとともに、交流・連携しやすい環境づくりを推進し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動に取り組みます。

主な取組

◇ 学校応援コーディネーター[○]の育成と活動内容の充実

学校応援団[○]の活動の充実を図るため、学校応援コーディネーター[○]を育成するとともに、実践事例を発表する場を設けたりするなど、各校の応援団の活動を支援します。学校応援団[○]の登録者名簿の作成・管理や学校とボランティアとの連絡及び調整を支援し、小中学校と地域の連携の充実を図ります。

また、学校応援団連絡協議会を開催し、各校での応援団の具体的な取組について情報交換し、各校での活動の充実及び発展を図ります。

◇ スクールガード・リーダーの配置と活動の推進

埼玉県教育委員会の委嘱により、スクールガード・リーダー[○]を全小学校に引き続き1人ずつ配置します。スクールパトロールステーションを拠点として、スクールガード・リーダー[○]は、学校における安全管理対策への参加、学校内外の安全点検、通学安全パトロール、不審者や危険箇所等に関する学校との情報共有、防犯教室や地域安全マップづくりなど、児童生徒の安全安心を確保するための活動の充実に努めます。

◇ 中学校部活動の外部指導者派遣

校長が推薦し、教育委員会が承認した、専門的な指導力を有する地域の外部人材を中学校に派遣し、部活動を支援します。

◇ 学校・家庭・地域が一体となった防災教育の推進

地震や台風、突風、竜巻、大雪などの自然災害に適切に対応するため、各学校において、日頃から発達段階に応じた防災に関する教育を進めるとともに、学校・家庭・地域が一体となって防災訓練等に取り組むなど、児童生徒の命を守る防災教育を推進します。

◇ 草加市市民活動災害補償制度の活用

全小中学校において、学校応援団[○]としての加入申請を呼びかけ、学校応援団名簿を年度ごとに更新し、組織の把握と体制整備を図ります。

◇ 子ども避難所への保険の適用

児童生徒の登下校の安全確保のための子ども避難所[○]に、事故があったときに補償できる保険に加入します。

◇ 土曜日等の教育活動等の充実

学校週5日制の趣旨を踏まえ、地域社会の中で児童生徒の知・徳・体をはぐくむため、土曜授業等を含め望ましい土曜日等の教育活動について、順次実施していきます。

また、放課後において、子どもたちが安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう支援していきます。

◇ 「親の学習」の実践

基本的な倫理観、社会的なマナー、自立心や自制心などを育成する上で、家庭教育は重要な役割を担っています。

子どもの成長の節目をとらえた保護者向け「親の学習」講座[○]では、「親が親として育ち、力をつけるための学習」を行い、子育てを振り返り、今後の家庭教育について考える機会を提供します。

また、子育てに悩む親の減少を目指す等、家庭教育について学ぶ機会を増やすため、各学校のPTAが実施する家庭教育学級などで「親の学習」講座[○]の開催を促進します。

基本目標 3 学校・家庭・地域の連携の推進

施策

3 - 2 組織力をいかした学校経営の推進

現状と課題

学校経営を円滑に行うため、管理職のリーダーシップ及び自ら考え主体的に行動できる中堅教員の育成が急務となっています。

学校経営の充実を図るため、地域や家庭の教育力を活用した学校応援団[○]の整備を進めています。この学校応援団から、登下校を見守る安全パトロール、本の読み聞かせ活動や草加寺子屋（土曜学習）[○]の学習補助等多様な学習活動の支援を受けています。

学校評議員制度[○]の人材発掘等の課題の検討や学校評価の評価項目の見直し等を行っています。成果と課題を明確に示し、次年度にいかすことができる評価方法の見直しをする必要があります。

児童生徒及び保護者の希望に応える学校教育を推進するため、学校選択制[○]の課題を検討し、現状に即した中学校学校選択制の見直しが必要となります。

若手教員及び欠員補充や各種代員等による臨時的任用教員が増加している現状を踏まえ、教職員一人ひとりの資質・能力や年齢、各校の男女比等を加味しながら、各学校の課題解決と教育の重点に直結する効果的かつ計画的な配置に努める必要があります。

学校配当予算を一元化し、特色ある学校経営を進めることが可能になったことから、各校の特性や地域性をいかした学校づくりを充実させる必要があります。

施策の方向

リーダーシップを発揮できる管理職を育成するとともに、学校経営を支援する取組を推進します。

保護者や地域の教育力を活用した学校応援団[○]、学校評議員制度[○]や学校評価の取組を工夫改善し、より良い学校経営の推進を図ります。

また、中学校における学校選択制[○]の課題を検討し、現状に即した選択制の見直しを図るとともに、効果的かつ計画的な教職員配置等を推進します。

特色ある学校経営の推進に向けて、各校の教育目標の達成を目指し、積極的な活動ができるように教育環境や学習環境の整備を行い、各校が主体的な取組を推進します。

主な取組

◇ 学校経営の充実

学校管理運営事業では、管理職のリーダーシップの形成を図るため、校長会議・教頭会議等での指導及び情報提供を行い、学校管理研修会の企画・運営の充実をとおして管理職の育成に努めます。

また、学校管理訪問及び学校指導訪問により各学校の実態把握に努め、課題を明確にして指導を行い、校長の学校経営を支援します。

各校の中核となる人材育成については、各校の課題を踏まえて候補者を適切に配置し、個々の経験年数に応じた指導を充実します。

各年次研修においては、個々の経験年数に応じた教員としての心構えや指導力の向上及び服務、教員事故防止等について指導します。学校事務職員・学校栄養職員に対し研修会を開催し、それぞれの立場に応じた指導により専門性豊かな職員の育成を図り、服務、教職員事故防止等について徹底します。

特色ある学校経営を推進させるための予算をとおして、各校の特性をいかした学校づくりを支援します。

◇ 学校評議員及び学校評価制度の充実

学校評議員制度[○]における評議員の人材確保等の地域の教育力を活用できる情報収集力を高めるとともに、活動内容を再度見直し、次年度以降の学校経営等にいかすことができるよう一層の充実を図ります。

学校応援団[○]については、地域の教育力を積極的に活用し、保護者・地域の方々も参画した学校教育を一層推進します。

学校評価については、全校で実施し、保護者・地域の方々のご意見を踏まえ、評価項目の内容等を見直し、学校の取組等について改善を図り、より質の高い学校教育を推進します。

◇ 小中学校通学区域審議会の開催

草加市立小中学校通学区域審議会を開催し、各校の規模や地理的要件、児童生徒の登下校における安全確保等の視点から草加市立小中学校の望ましい通学区域の在り方についての見直しを図ります。小中学校通学区域審議会答申に基づき、指定校変更の基準を公平・公正に運用します。

◇ 中学校学校選択制の実施

中学校学校選択制により、児童生徒及び保護者の希望に応じていくため、児童生徒一人ひとりが、より充実した中学校生活を送れるよう努めます。学校の教育情報を進んで地域に発信し、児童生徒及び保護者、市民の信頼に応える教育を促進します。

◇ 特色ある学校経営を推進するための予算の充実

各学校の特色がより反映できるよう、学校配当予算の内容の充実に努めていきます。また、学校事務職員等が適正な予算執行、会計処理が行えるよう、学校事務職員等に対する研修を継続していきます。

基本目標 3 学校・家庭・地域の連携の推進

施策

3 - 3 子ども教育の連携の推進

現状と課題

少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少や、都市化の進行に伴う地域社会・家族形態の変容など、社会環境の変化は、子どもの育ちに深刻な影響を及ぼすことが指摘されています。

そのため、特に、将来の就労意欲につながる学習意欲の向上、異年齢・同年齢集団での人と関わる場の確保、自己肯定感の育成、及び家庭・地域の教育力の向上が課題となっています。

こうした中、社会を生き抜く力の基盤となる生きる力[○]を、子どもたち一人ひとりが確実に身に付けることが重要です。

平成26年度、草加市では幼保小中が、0歳から15歳までのすべての子どもの育ちをともに支える『目指す「草加っ子」(草加市幼保小中教育指針)』[○]を策定しました。

これは、草加市内の幼保小中が、校種や子どもの発達段階が異なっても、子どもの育ちを支える基本的な指導事項について15年間の見通しを持ち、指導のねらいと指導内容を共有し、一体となって子どもを育てていくための指針です。

この指針とともに、小学校入学前後や中学校入学前後の円滑な接続や積極的な連携に役立てるため、『草加市幼保小接続期プログラム』[○]『草加市小中連携プログラム』[○]を策定しました。

こうした取組をとおして、草加市内における幼保小中の連携の実施状況は、年々、広がりや深まりを見せています。

今後、日常的な教育活動における連携と学校種間の円滑な接続の成果を、子どもの健やかな育ちに資する教育課程の改善にいかすことが重要です。

また、子育てに関する他部局との連携を密にし、社会環境の変化に起因する子どもの育ちに関する課題の予防や、子育てに対する不安の解消に向けた家庭教育への支援のために、より効果的な方策を検討する必要があります。

施策の方向

幼保小中の交流・連携の成果をいかし、目指す「草加っ子」(15歳の姿)[◎]の実現に向け、目標の共有と教育課程の接続を行い、各園や各学校間で「学び」「心」を結ぶ、幼保小中を一貫した草加市の教育を目指します。

0歳から15歳までのすべての子どもの育ちをともに支え、教育の実効性を高めるため、園・学校・家庭・地域の連携を一層推進します。

また、教育の出発点は家庭教育にあることから、各学校のPTAや地域と連携して、埼玉県の推進する「親の学習」を積極的に活用します。

さらに、関係部局と協力する中で、より効果的な方策を検討し、家庭の教育力の向上を図ります。

そして、家庭や地域の理解に対して、子ども教育の連携を推進していくため、施策の周知・広報を積極的に行います。

主な取組

◇ 子ども教育の連携の着実な推進

0歳から15歳までのすべての子どもの育ちをともに支え、「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる」草加っ子(15歳の姿)をはぐくむため、幼保小中の教職員、保護者、地域の代表者や学識経験者等で構成する草加市子ども教育連携推進委員会において、連携推進の方針について検討を行うとともに、連携に関するアンケート調査を実施し、実態を踏まえた、より効果的な取組が行えるようにします。

また、子ども教育の連携推進に関する専門的事項等を協議するため、推進委員会の下に置く草加市子ども教育連携推進専門部会において、0歳から15歳までの「学び」「心」を結ぶカリキュラムを実施するため、埼玉県小・中学校教育課程編成要領に基づいた指導資料を作成します。

さらに、『目指す「草加っ子」(草加市幼保小中教育指針)』[◎]『草加市乳幼児期保育・教育課程』『草加市幼保小接続期プログラム』[◎]『草加市小中連携プログラム』[◎]『草加市 小中学校 教育課程指導資料(算数・数学)』等については、その理解と活用、実施の定着を図ります。

◇ 子ども教育の連携推進に関する研究事業の充実

市内において子ども教育の連携が広がりと深まりを見せる中で、子ども教育連携に係る基本理念の理解を促し、効果的な事業の実施方法等について検討し、改善を行います。

これまでの子ども教育連携推進研究事業の成果を踏まえて、目指す「草加っ子」(15歳の姿)[○]の着実な育成に向けた、草加市の幼保小中を一貫した教育の在り方についても研究を行い、成果を広めます。

◇ 子ども教育連携教員の配置

児童生徒の育ちについて小中学校間で共通理解を深め、各学校が、子どもの育ちにふさわしい教育活動を展開できるよう、子ども教育連携教員をすべての中学校に配置し、中学校教員による小学校への乗り入れ授業の実施や、幼保小中の連携を推進するための業務を支援します。

◇ 子ども教育連絡協議会の開催

子ども教育連絡協議会では、同じ地域の幼保小中が一堂に集まり、連携について意見交換する機会を定期的に設けるとともに、保育・授業参観や教職員を対象とした研修会を行い、子ども教育の連携を市内全体に更に広げ、草加市の幼保小中が一貫した教育の在り方について理解を深められるようにします。

また、リーフレットの改訂・配布を通じて、保護者への啓発活動に努めます。

◇ 家庭教育への支援の充実

幼保小中と家庭が一体となって子どもたちの育ちを支えられるよう、各小中学校で埼玉県家庭教育アドバイザー[○]による「親の学習」を実施するとともに、PTAが実施する家庭教育学級を支援する方策を検討します。

具体的には、保護者向け「親の学習」講座[○]として「親が親として育ち、力を付けるための学習」を、子どもの成長の節目をとらえて実施し、これまでの子育てを振り返り、今後の家庭教育について考える機会を提供します。

さらに、中学生向け「親の学習」講座[○]として「親になるための学習」を実施し、将来、親となるために必要なことを学ぶ機会を提供します。

また、保護者が家庭教育について学べるように、子どもの発達に沿ったテーマで「子育て講演会」を開催します。

以上の取組を円滑に実施するため、子育てに関わる他部局との連携を密にしています。

◇ 幼児教育の充実のための取組

各園における、幼児教育充実事業に係る体験活動の実施状況を踏まえ、より効果的な事業となるよう支援します。

また、『目指す「草加っ子」(草加市幼保小中教育指針)』[○]『草加市乳幼児期保育・教育課程』『草加市幼保小接続期プログラム』[○]への理解や、効果的な活用を図るため、市内の幼稚園・保育園・認定こども園を対象とした訪問を実施し、幼児教育の充実を支援します。

基本目標 4 地域のはぐくむ生涯学習活動の推進

施策

4 - 1 生涯をとおした多様な学習機会の充実

現状と課題

平成26年度に実施した草加市生涯学習市民アンケートでは、公民館で活動する市民の9割が、今後も生涯をとおした学習活動をしていきたいとの意向があります。

本市では、「草加市生涯学習基本構想・基本計画」において「生きる力をはぐくむ学縁都市そうか[◎]」を掲げ、生涯学習推進のための各種事業に取り組んでいます。

市民の生涯をとおした学習意欲に応える環境づくりや学びの成果を地域づくりにいかしてもらおう仕組みづくりが求められます。

施策の方向

平成28年度までの計画期間である「第二次草加市生涯学習基本構想・基本計画」については、「第二次草加市教育振興基本計画」に基づき、新たな次期計画を策定します。

市民と行政の協働により、「学びの環境づくり」「学びの輪を広げる」「学びをいかす人づくり」の3つの施策に沿って各種事業を推進します。

学びの環境づくり

市民の生涯学習意欲に応える学習情報の提供や学習相談の充実といった生涯学習支援体制の整備を推進します。

学びたい人と指導者をむすぶ仕組みづくりをとおして、「ともに学び、ともに育つ」生涯学習社会の構築を図ります。

学びの輪を広げる

学校・家庭・地域の連携・融合を更に推進し、「地域の教育力」の向上を図ります。

大学、NPO法人、市民団体、学校や民間学習施設といった地域の教育資源をいかし、市民の高度で多様な学習意欲に応える学びの場を創出します。

学びをいかす人づくり

草加市生涯学習市民アンケートでは、公民館で生涯学習活動をしている75%の人が「地域や社会を支援する活動に参加していきたい」と回答しています。公民館の講座やサークル活動などとおして得た知識や絆を地域社会に還元していきたいとの意向がうかがえます。

学びの成果を地域づくりにいかせるよう人材の発掘・育成の充実を図ります。

主な取組

◇ 学びの環境づくり

市民の生涯学習に関するさまざまな情報をインターネット上で入手できる「生涯学習情報提供サイト[◎]」の普及活用を図り、学びに関わる情報提供・交流体制を推進します。

また、生涯学習指導者バンク[◎]を充実させ、体験講座をとおして人材活用の場を創出します。

◇ 学びの輪を広げる

市民の身近な生涯学習の場である公民館や市内各地域に設置されている学校を地域における学びの拠点として、市民一人ひとりの学びの場、地域の交流の場としての地域学習圏づくりを推進します。

また、本市の教育資源である大学、NPO法人、民間学習施設などと連携し、オープンカレッジ、子ども大学そうか[◎]、そうか市民大学[◎]の開講といった学びの場を創出します。

◇ 学びをいかす人づくり

地域の人材や団体が学びをとおして得た知識や絆を地域づくりにいかせるよう、社会教育施設を含めた育成環境の充実を図ります。

また、学びの成果をいかす地域活動への参画を促進するために、地域におけるコミュニティ活動、ボランティア活動を支援する取組を推進します。

基本目標 4 地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進

施策

4 - 2 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進

現状と課題

公民館や中央図書館は、多様な学習の機会を提供し、地域の生涯学習推進の拠点施設として幅広く市民に活用されています。

学校・家庭・地域の連携を図るため、平成塾[○]における世代間交流の拡充や、より身近で地域性をいかした学習機会の提供を行うための仕組みづくりについて、取り組む必要があります。

中央公民館及び川柳文化センターについては、施設の老朽化が進み、耐震化等の対策を効果的・効率的に実施していく必要があります。

県下において図書館の利用者離れが見られる中で、本市も例外ではなく、より一層魅力ある図書館づくりが望まれています。利用増加を図るため、引き続き図書館を始め、各種資料の整備充実に努めるとともに、利用減少の一つの要因とされる児童・青少年の活字離れに対する読書活動を推進する必要があります。また情報社会の進展に対応するため、IT情報機器を活用したサービスを図る必要があります。

施策の方向

「人づくり・地域づくりの拠点」である公民館、図書館などの生涯学習施設のネットワーク化を推進し、市民の生涯学習環境の充実を図ります。

公民館・文化センターの施設整備については、「草加市公共施設等総合管理計画」の方針に沿って、既存施設の活用を含めた整備の在り方について検討していきます。

中央図書館では、公民館図書室、小学校サービスコーナー[○]、地域開放型図書室[○]とのネットワークを活用し、自ら学ぼうとする生涯学習社会にあって広く市民の知的要求に応えるとともに、利用者が必要とする情報提供の場として、多様できめ細かなサービスを提供します。

また、適正な施設の維持管理及び館の運営に努め、快適な学習環境を提供します。

主な取組

◇ 地域における生涯学習施設の整備

公民館・文化センターの整備については、市民が安全で快適に利用できるよう適切な修繕・改修工事を行います。

◇ 身近で地域性をいかした学習機会の提供

学校・家庭・地域との連携を深めるため、小学校を拠点とした平成塾[○]における世代間交流を推進します。

また、地域の身近な課題解決など、公民館ごとに地域性をいかした事業を展開するため、生涯学習に関心のある地域住民や関係機関、利用団体との連携を推進します。

◇ 中央図書館の充実

魅力ある蔵書とするため、年数の経過した図書資料の更新のほか、中央図書館の特色を出すためドナルド・キーンコーナーを含め、郷土資料の整備充実に努めます。

また、児童・青少年の利用者が多く見られる公民館図書室、小学校サービスコーナー[○]及び地域開放型図書室[○]では、図書を充実するとともに、読み聞かせ等の本に慣れ親しむ活動に取り組みます。レファレンスなどカウンター業務においては、各種データベースを活用し、迅速かつ的確に利用者の要望に応えるとともに、IT情報機器を活用したサービスを図ります。

さらに、施設・設備面では、経年劣化に伴う改修及び更新を計画的に行います。

なお、長期的課題として、将来にわたる安定したサービスや時代に相応した魅力ある図書館を目指し、館運営の在り方を検討するとともに、図書館サービスの地域格差を埋めるため、既に構築した図書館ネットワークの充実に努めます。

基本目標 4 地域の力をはぐくむ生涯学習活動の推進

施策

4 - 3 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取組の推進

現状と課題

江戸時代に日光道中の宿場町として栄えた草加は、松並木や町屋建築の建造物が旧街道沿いに残っており、また、縄文時代に造られた丸木舟や古墳時代の土器など、学術的に貴重な文化財も数多く出土しています。

草加せんべいを始めとする地場産業や地域の祭り、民俗行事なども草加の歴史を語る上では外すことのできない文化遺産です。

地域に残る有形・無形の貴重な文化遺産を市民共有の財産として将来にわたり保存・継承していくことを認識し、絶やすことなく後世に伝えていく取組を、これまで以上に推進していくことが重要です。

歴史民俗資料館は、草加松原[◎]が国の名勝に指定されたことから市内外から多くの来館者を迎えています。今後、草加の歴史を学び、紹介する教育施設として充実を図っていくため、新たな整備が必要となります。また、現在の資料館は国の登録有形文化財に登録されたことから、外見を大きく変える増築や改修は行うことができません。収蔵資料の保管については、限界に達していることから、新たな資料の収蔵場所も必要となります。

また、将来的な課題として、市史編さん事業及び公文書館の整備推進に向けた方向性についても検討が必要となります。

施策の方向

「草加市文化財保護基本計画」の方向性を踏まえ、「文化財保護意識の高揚」、「文化財保護体制の確立」、「文化財保護施設の整備」を3つの大きな柱とし、個々の取組を推進します。

主な取組

◇文化財保護意識の高揚

学校教育や社会教育における郷土学習の機会の提供を充実したものとするため、小中学校での社会科授業や歴史民俗資料館主催事業等をとおして、文化財保護意識の高揚を図ります。また、市民が手軽に草加の郷土史を学ぶためのツールとして、『草加の歴史と文化財ハンドブック』の充実を図ります。また、児童生徒の郷土学習の副教材として『草加お宝かるた』の活用を推進します。さらに、平成26年3月に「草加松原[◎]」が国指定名勝となったことに伴い、市民への普及啓発、保存活用計画の策定などに取り組みます。

◇文化財保護体制の確立

文化財を災害や盗難等から護るため、指定文化財等の所有者、文化財保護審議会委員、行政職員との三者が集う場を設けるなど、官民が一体となり、情報交換や話し合いが可能となるような環境の整備を進めます。

また、貴重な文化遺産の保存活用を一層促進するため、指定文化財を始めとする文化財保護のためのマニュアル整備や文化財保護ボランティア制度の導入について検討を行います。

さらに、現行の「文化財保護基本計画」を見直します。

市史編さん事業や公文書館整備については、今後の整備に向けて、これまで収集した歴史的資料の整理などに取り組みます。

◇文化財保護施設の整備

歴史民俗資料館については、市の文化財保護の拠点施設として、展示や収蔵の在り方について整備計画に基づき、実施計画を策定し、整備を進めてまいります。

また、市民の郷土学習の場や文化財保護ボランティアを育成するための各種企画展・講座を開催します。

さらに、歴史民俗資料館収蔵資料台帳の閲覧が可能となる収蔵資料検索システムの充実を図り、収蔵資料の利用促進及び適切な管理を図ります。

基本目標 5 人権教育の推進

施策

5 - 1 学校人権教育の推進

現状と課題

人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭・地域の教育力の低下が言われている中で、女性、子ども、障がい者、高年者、同和問題、外国人などに関する様々な人権問題が深刻化しています。

小中学校においては、人権に関する歴史や様々な人権課題について、児童生徒が授業等で学習するなど、発達段階に応じた様々な取組を行っています。また、すべての教育活動において豊かな心を育成することで、児童生徒一人ひとりの人権意識を高めています。

しかし、いじめの問題やプライバシーの侵害に加え、インターネット・SNS等による誹謗中傷などの人権侵害のほか、性同一性障がい者への人権上の配慮などの児童生徒間の人権に関する新たな課題も生じています。

施策の方向

学校における多様な機会をとおして、人権を大切にしようとする教育を推進し、豊かな人権感覚を身に付け、主体的に行動できる児童生徒の育成を図ります。子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。

主な取組

◇ 学校人権教育の推進

児童生徒の自ら学ぶ力、自尊感情及びコミュニケーション能力の向上のため、自他を尊重する人権意識を高め、主体的に行動していく実践力を培います。身近にある様々な人権問題をとおした体験的な学習や、人権感覚育成プログラム[○]を取り入れた学習活動により児童生徒の人権感覚や人権意識を養います。

また、人権に関する作文や標語を収めた人権文集を発行し、人権・同和問題への取組に積極的に参加します。

人権・同和問題について、教職員研修会を重視し、管理職の研修会に外部講師を招き、歴史的背景のある場所を取り上げ、研修会を開催するとともに、人権を正しく学ぶため人権教育全体計画に基づき、各教科・領域等の年間指導計画に人権教育を位置付け、授業に取り組みます。

人権感覚育成指導者及び人権教育主任対象の研修会をとおして、各学校での人権研修会の充実を図ります。初任者研修、3年次経験者研修で人権に関するテーマを取り上げ、人権に関する指導者研修の充実を図ります。

◇ 児童虐待から子どもを守る取組の推進

児童虐待から子どもを守るため、学校において早期発見、早期対応できる組織づくりを進めるとともに、児童相談所等の関係機関との連携を強化します。

基本目標 5 人権教育の推進

施策

5 - 2 社会人権教育の推進

現状と課題

日本国憲法で保障された基本的人権は、侵すことができない永久の権利ですが、同和問題を始め、女性、子ども、障がい者、高年者、外国人、また結婚や就職差別等、今日でも多岐にわたる人権問題があります。

これまで、こうした問題を広く市民とともに分かち合うことを目的とし、草加市人権教育推進協議会との共催による「人権を考える市民のつどい」を始め、吉町集会所や公民館等においても人権教育のための講演会や講座を開催してきました。

今後も、様々な社会人権問題の解決を目的とした各種講座の開催が求められます。

施策の方向

より多くの市民が人権の課題について考え、より身近なものとしてとらえることができるよう、吉町集会所や公民館における学習機会の充実に努め、すべての人が相互に存在を認め合い、尊重し合う平和な社会の実現を目指します。

主な取組

◇ 社会人権教育の推進

吉町集会所において、人権教育講演会や年間をとおした講座を開催するほか、市民との協働により定期的に「集会所まつり」を開催し、地域を挙げて人権問題の解消に取り組み、吉町集会所の施設管理を適正に行うため、修繕等を実施します。

また、公民館においても、引き続き人権に関する講座等を地域に偏りなく実施し、人権問題への解決意識の形成を図ります。

なお、各社会教育施設における講座や講演会の実施に当たっては、時代に合った人権課題を題材とした学習機会を、社会教育関係団体等と連携し、市民に幅広く提供します。

第6章

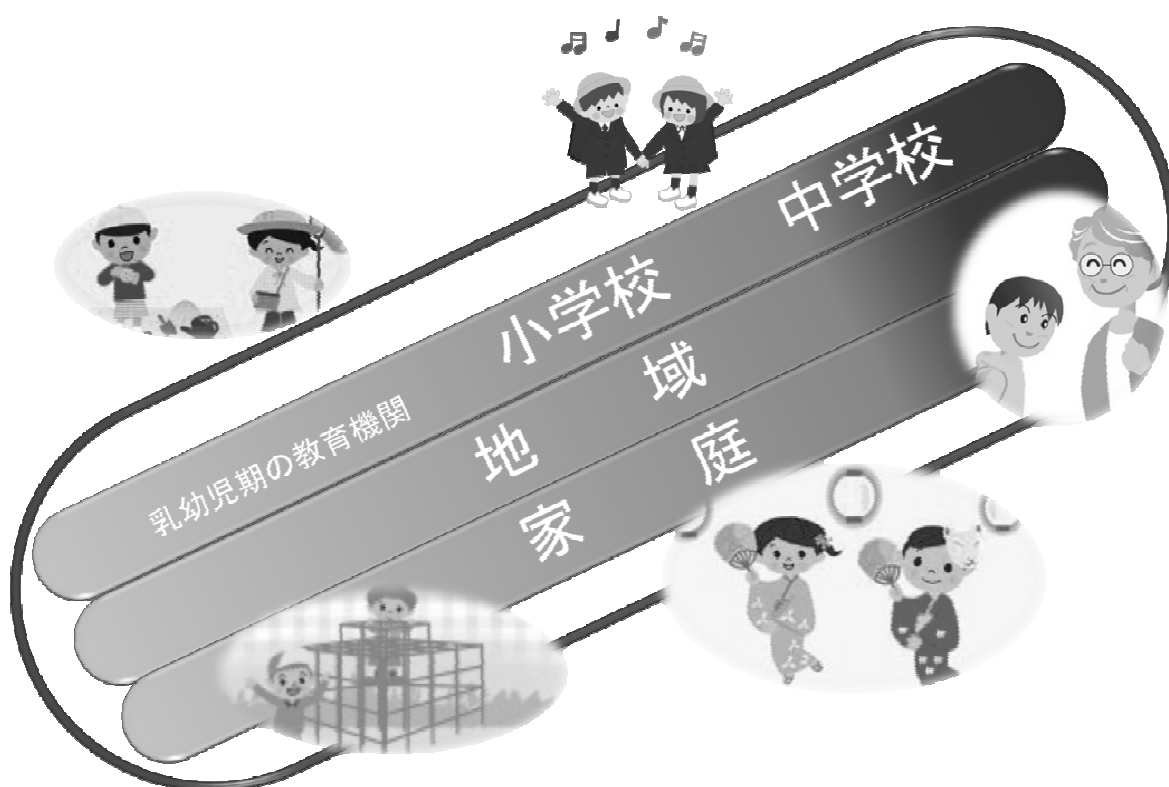
計画の推進に際して

第6章 計画の推進に際して

1 生きる力を育てるための子ども教育の連携の更なる推進

教育委員会では、平成24年度に子ども教育連携推進室を設置し、0歳から15歳までを連続した教育期間ととらえ、子どもたちの発達段階に応じた学校・家庭・地域が一体的な指導を行う子ども教育の連携に力を入れてきました。

この4年間で子ども教育の連携は、大きな広がりや深まりを見せ始めています。その成果を今まで以上に学校・家庭・地域が連携を図ることで次の4年間につなぎます。そして、0歳から15歳までのすべての子どもに、「生きる力[◎]」の根幹を支え、主体的に学ぶ力の源となる「自己肯定感[◎]」と、豊かでたくましい心の根幹を支える「自己有用感[◎]」をはぐくみ、「知・徳・体」をバランスよく身に付けた子どもたちを育てていきます。



0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳 7歳 8歳 9歳 10歳 11歳 12歳 13歳 14歳 15歳

「学び」のめばえとなる
遊び（生活）

各教科等の「学び」

専門性の高い「学び」

感動する「心」

豊かな、たくましい「心」

自立に向かう「心」

2 学力向上への取組の推進

教育委員会では、児童生徒の学力向上を最重要課題の一つとしてとらえ、成果指標を定め、その達成に向けて取り組んできたところです。その結果、年度や教科によって差はあるものの、埼玉県学力・学習状況調査^④の平均正答率との差を着実に縮める傾向にあります。その一方で、平成27年度に行われた全国学力・学習状況調査^⑤では国・県の平均正答率の差が広がるという結果も出ており、引き続き学力向上への取組を、更に推進していくことが求められる状況にあります。

こうした状況を踏まえ、すべての児童生徒が「確かな学力^⑥」を身に付けるためには、児童生徒の実態と育ちに応じた取組の充実が今まで以上に必要となります。

そのためにも、学習機会の拡充や授業改善を図ります。また、落ち着いた学習環境づくりを行うとともに、児童生徒の学習意欲を高めます。

そして、幼保小中を一貫した草加の教育を推進することで、「確かな学力^⑥」の素地をつくります。

3 文化財の保護と活用をとおした魅力あるまちづくりの推進

市内に残る貴重な文化財を地域共有の財産として将来にわたり継承していくためには、文化財の有効な活用をいかした長期的な展望に立った施策が必要となります。

今後、施策の方向性や具体的な取組を示した「草加市文化財保護基本計画」を見直し、その施策の柱となる文化財保護意識の高揚、文化財保護体制の確立、文化財保護施設の拠点となる歴史民俗資料館の整備を図ります。

また、平成26年3月に国の名勝に指定された「おくのほそ道の風景地 草加松原」については、草加市が全国に誇れる財産として、その保護の指針となる保存活用計画を策定し、観光や産業の面からも活用が図れるよう市長部局と連携し、魅力あるまちづくりに努めます。

成果指標一覧

施策		成果指標	実績値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
1	1 学ぶ力を伸ばす児童生徒の育成	全国学力・学習状況調査における県の平均正答率との差		
		小学校 国語 A 国語 B 算数 A 算数 B 中学校 国語 A 国語 B 数学 A 数学 B	国語 A -1.2 国語 B -1.3 算数 A -1.3 算数 B -1.0 国語 A -0.9 国語 B -2.4 数学 A -1.8 数学 B -2.5	全調査種別について、県平均正答率との差を0とする
1	2 心豊かな児童生徒の育成	「草加っ子の基礎・基本」における規律ある生活が定着している項目(80%以上)の数		
		小学校 中学校	65項目 35項目	72項目 36項目
1	3 健康でたくましい児童生徒の育成	不登校児童生徒の割合		
		小学校 中学校	0.43% 2.73%	0.26% 2.32%
1	3 健康でたくましい児童生徒の育成	新体力テストにおける体力・運動能力が総合評価A～Eの5段階中C以上の児童生徒の割合		
		小学校 中学校	79.7% 81.9%	80% 85%
1	4 きめ細かな特別支援教育の充実	学校給食における市内産農産物の使用量(累計)	115.8 t(累計)	120 t(累計)
		教職員における特別支援教育に関する研修受講者の割合		
1	5 一人ひとりに応じた就学支援の充実	入学準備金・奨学資金貸付人数(新規・継続)	56人	65人
		入学準備金・奨学資金返済率(現年度)	91%	93%

施策		成果指標	実績値 (平成26年度)	目標値 (平成31年度)
2	1 計画的な学校教育施設整備の推進	屋内運動場天井等落下防止対策工事実施率	-	100%
		トイレ改修工事実施率	10.9%	62%
2	2 魅力ある教育環境の推進	西館利用者数(年度累計)	700人	750人
3	1 家庭・地域の教育力の向上	保護者向け「親の学習」講座の実施回数 小学校	100%	100%
		中学校	100%	100%
		中学生向け「親の学習」講座の実施回数	9.1%	100%
3	2 組織力をいかした学校経営の推進	学校評価におけるA評価の割合	37.9%	40%
3	3 子ども教育の連携の推進	幼保小中を一貫した草加の教育の実施校数	-	100%
		小学校と交流・連携が行われている幼稚園・認可保育園・認定こども園の割合	95%	95%
4	1 生涯をとおした多様な学習機会の充実	生涯学習基本計画達成度 (第三次生涯学習基本計画の進捗状況調査による達成度)	91.01%	95%
4	2 生涯学習施設の整備とネットワーク化の推進	公民館利用者数	592,576人	600,000人
		市民1人当たりの年間読書量	4.889冊	5冊
4	3 文化遺産の発掘・保存等の計画的継続的な取組の推進	歴史民俗資料館来館者数	16,238人	17,000人
		年間講座等(講演、講習、体験教室)開設数	31回	70回
5	1 学校人権教育の推進	全国学力・学習状況調査の質問紙調査における「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」という質問に「当てはまる」又は「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合 小学校	92.7%	95%
		中学校	94.6%	95%
		社会教育における人権教育事業参加者数	2,924人	3,000人

資料

用語解説

行	用語	説明	頁
あ	I C T	Information and Communication Technologyの略で、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。ICTを活用し、アクティブラーニング等に取り組むことにより、児童生徒のコミュニケーション能力、課題解決能力、情報活用能力等の育成が期待される。	7、14 47、48 50
	アクティブ・ラーニング	教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称。発見学習、問題解決的学習、体験学習、調査学習、協調学習等が含まれる。	7、47 48、50
	生きる力	子ども教育、生涯学習、人権教育のすべてを通じて、「基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力」「自らを律しつつ他人とも協調し、他人を思いやる心や感動する心などの人間性」「たくましく生きるための健康や体力などで、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく身に付け、地域社会で子どもから高齢者まで、一人ひとりがよりよく生きていくために必要となる力」のことを指す。	2、24 36、38 78、94
	いじめ撲滅サミット	学校・家庭・地域がいじめに対する関心を高め、防止していこうとする態度や意識をもつことを目的とし、全小中学校の代表児童生徒が、いじめの撲滅について話し合い、その成果を発表する会。	30、56
	インクルーシブ教育システム	障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組み。	62
	「親の学習」講座	埼玉県家庭教育アドバイザーによる子育て中の保護者を対象として必要な知識やスキルを学ぶことができる「親が親として育ち、力をつけるための学習」と近い将来、親になる中学生を対象として子育て等の理解を図る「親になるための学習」を指す。	72、80
か	外国語指導助手（ALT）	中学校の英語、小学校の外国語活動のチームティーチングにおける授業の補助を行う者。	50、51
	学縁都市そうか	第一次草加市生涯学習基本構想・基本計画から基本理念として掲げてきた造語。市民一人ひとりが生涯を通じた学びの場で出会い、学びで得た絆や学習成果を、お互いに共有することで得られた目指すべきかたちを「学(がく)縁(えん)」として表現したもの。	39、82
	学習補助員	児童生徒の個に応じたきめ細かな指導の実現に資することを目的とし、市内小中学校における学習に関する補助を行う者。	47、48 49、50 51

行	用語	説明	頁
か	学力向上プラン	各小中学校で児童生徒の学習・生活状況の実態と課題を明確にした上で、学力向上のために立案した計画。	14、49
	学級集団アセスメント 検査	学校生活における児童生徒個々の意欲や満足感及び学級集団の状態を質問紙によって測定する検査。測定の結果からは、児童生徒個々の学級生活における満足感や、学校生活における意欲、学級集団の雰囲気や成熟状態などを知ることができる。	54、56
	学校応援 コーディネーター	学校応援団が円滑な活動を行うために、学校と学校応援団の調整（コーディネート）を行うボランティア。	70、71
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備、部活動の支援などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	70、71 72、74 75
	学校司書	児童生徒の図書館利用の充実を実現することを目的とし、学校図書館教育に関する補助、担当教員の補助、図書整理、図書紹介等を行う者。	47、48 50、51
	学校選択制	就学予定者やその保護者が就学する学校を選択できるようにする通学区域制度を弾力的に運用する取組。	74
	学校適応指導教室	不登校の児童生徒の自立と学校生活への適応を図るため、学校以外の場所で、不登校の児童生徒に対して、学校への復帰ができるよう指導を行う教室。草加市では、「ふれあい教室」の名称で学校適応指導教室を運営している。	55
	学校評議員制度	保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組み。学校評議員は、学校長の求めに応じて、学校運営について意見を述べるができる。	74、75
	教育に関する3つの達成 目標	埼玉県による「学力」「規律ある態度」「体力」の3分野について、小中学校で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を具体的な目標として定めたもの。	12、16
	協調学習	複数の学習者が意見を交換し、協力しながら課題を解決しようとする学習形態。児童生徒一人ひとりの理解の在り方を尊重し、児童生徒同士の学び合いの中で一人ひとりにその生徒しかできない役割を担わせることによって主体性を引き出す。代表的な手法に知識構成型ジグソー法がある。	50

行	用語	説明	頁
か	国際理解教育補助員	日本語指導を必要としている外国人児童生徒の実態に応じたきめ細かい日本語支援、及び学習指導、学校生活への適応等の支援を行う者。	50
	子ども大学そうか	子どもの学ぶ力や生きる力を育み、地域で子どもを育てる仕組みをつくるため、大学等と協働で新たな学びの場を創出する取組。	83
	子ども避難所	児童生徒が不審者等に遭遇したときに避難できるように学校から依頼した事業所等で、子ども避難所の看板を掲げている。	72
さ	埼玉県学力・学習状況調査	「学習した内容がしっかりと身に付いているのか」というこれまでの視点に「一人ひとりの学力がどれだけ伸びているのか」という新たな視点を加えて埼玉県教育委員会によって実施されている調査。対象は埼玉県内の小学校4年生から6年生と中学校1年生から3年生。	12、14 46、48 49、95
	埼玉県家庭教育アドバイザー	子育て及び「親の学習」に関して専門的な知識・技能を有する埼玉県教育委員会が主催する埼玉県家庭教育アドバイザー養成研修を修了した者。	80
	埼玉県立草加かがやき特別支援学校	平成25年4月に草加市立旧松原小学校跡地に開校した知的障害特別支援学校。地域における特別支援教育推進の中核として、支援・指導の相談や実践を行うなど、センター的機能としての役割も担っている。	21、62 63
	自己肯定感	自分に対して肯定的な評価を感じている状態を指し、「自分は大切な存在だ」と思うことができ、自分に自信をもつことができること。（自尊感情・自己存在感などと、ほぼ、同じ意味合いで用いられる。）	94
	自己有用感	自分が他人に「必要とされている」と感じている状態を指し、直接、環境に関わりながら、他人に役に立った、他人に喜んでもらったなど、相手の存在なしには生まれてこない心で、社会性の基礎となる心のこと。	94
	生涯学習指導者バンク	市民の生涯学習に関する専門的な知識や経験、技能のある人材を指導者として発掘、登録し、その情報の提供及び活用を図る制度。「学びたい人」と「教えたい人」を結びつける仕組み。	83
	生涯学習情報提供サイト	市民の学びの環境づくりや活発化を図るため、学習施設、サークル、学習指導者の情報のインターネットを通して収集・提供できるシステム。	83
	小学校サービスコーナー	図書館職員が隔週で市内小学校に出向き、中央図書館に準じるサービスを行う窓口として開設している。	84、85

行	用語	説明	頁
さ	食育応援農家	学校給食食材の農産物を供給する市内の農家。市内産農産物を活用した地産地消や収穫体験などの取組を行っている。	58、61
	人権感覚育成プログラム	埼玉県教育委員会が開発した、児童・生徒の人権感覚を育むための体験活動や参加体験型の活動を組み入れた人権教育の学習プログラム。「自己尊重の感情」や「生命尊重」、「コミュニケーション能力」等、人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点を設け、児童生徒が発達段階に即して、各教科、領域、総合的な学習の時間の中で、計画的、系統的に学習できるよう構成されている。	89
	新体力テスト	文部科学省が国民の体力・運動能力の現状を明らかにし、体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得ることを目的に毎年実施している調査。埼玉県内では公立小中学校及び公立高等学校の全児童生徒が対象で、「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「50m走」「立ち幅とび」「ボール投げ」「持久走」または「20mシャトルラン」を実施種目とする。	18、58 59
	スクールガード・リーダー	学校と連携して学校内外での子どもたちの安全を確保し、安心して安全に学習できる環境を守るため、巡回指導などを行う地域学校安全指導員。	71
	全国学力・学習状況調査	義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるために実施する調査。調査対象は小学校第6学年と中学校第3学年。調査内容は、教科に関する調査（国語A・国語B・算数数学A・算数数学B・理科）と、生活習慣や学校環境に関する質問紙調査。	30、46 48、49 95
	全国体力・運動能力、運動習慣等調査	小中学生の体力の状況を把握・分析するために小学校5年生、中学校2年生を対象に文部科学省が実施する調査であり、実技調査と質問紙調査が行われる。	60
	草加教師塾	草加市内の小中学校の教員による勉強会であり、勤務時間外に指導法等を自主的に研究し、指導力の向上を図ることをねらいとする。	49
	『草加市小中連携プログラム』	小学校と中学校が互いに義務教育の目的・目標の達成を目指し、子どもの育ちなどを把握して市内小学校と中学校との連携を進めるためのプログラム。	78、79
	そうか市民大学	「学びを通してのきずなの形成」を建学の精神に、「自分をつくる」「人と出会う」「まちをつくる」ことを目的にさまざまな講義を開設し、市民の高い生涯学習意欲に応えている。講座の企画運営は市民が主体となったそうか市民大学推進委員会が担っている。	26、83

行	用語	説明	頁
さ	『草加市幼保小接続期プログラム』	目指す「草加っ子」(15歳の姿)に基づき、幼児期の学びと小学校の学びを円滑に接続するため、各園や各学校でカリキュラムを作成するためのプログラム。	78、79 81
	草加っ子の基礎・基本	市内の児童生徒に身に付けさせたい「基礎学力」「規律ある生活」「健康・体力」に関する基礎的・基本的内容を目標として、草加市教育委員会が平成16年12月に策定したもの。各学校において具現化し、取り組んでいる。	18、32 46、49 54、55 59
	草加寺子屋(土曜学習)	小学校は主に算数及び国語、中学校は主に数学等の基礎学力を身に付けたいと願う小中学生のために、原則として第2・第4土曜日に草加市教育委員会が提供している自学自習の場。	51、74
	草加松原	草加を代表する景観として、平成26年3月に「おくのほそ道の風景地」の一群をなすものとして、国の名勝に指定された。草加市中心部を南北に流れる綾瀬川沿いにある約1.5キロメートルの松並木。	2、86 87
た	体力・運動能力	体力とは「筋力」「持久力」「柔軟性」「敏捷性」などの技術をできるだけ排除した形でとらえた生体の機能を意味し、運動能力は「疾走能力」「跳躍力」「投能力」などの運動やスポーツに必要なスキルを加味した能力を意味する。	18、32 58、59 60
	確かな学力	知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めた力。	37、38 46、48 95
	地域開放型図書室	西町小学校、川柳小学校及び高砂小学校に中央図書館の分館的機能を持つ施設として設置。毎週日曜日に開放し、中央図書館に準じるサービスを行っている。	84、85
	通級指導教室	通常学級に在籍している難聴、言語障害のある児童生徒、知的障害を伴わない発達障害・情緒障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分を通常の学級で行い、障がいに応じた特別な指導を行う教室。	21、63
	ティームティーチング	授業において2人以上の教師が連携・協力しながら授業を行う指導方法及び授業形態。	61
	特別支援教育	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性や能力を最大限に高め、生活や学習上の困難を改善、克服するため適切な教育的支援を行うことを目的とした教育。	21、32 62、63

行	用語	説明	頁
た	特別支援教育支援員	特別支援学級に在籍する児童生徒の障がいの状態及び課題に応じた教育的ニーズに基づき、個に応じた介助や学習の補助に努め、児童生徒の自立に向けた支援を行う者。	63
な	ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きることこそ本来の姿であるという考え方。	62
は	非構造部材	建築物を構成する部材のうち、天井材、照明器具、窓ガラス、外装材、内装材、設備機器、家具等、建物のデザインや居住性の向上などを目的に取り付けられるもの。	32、66 67
	平成塾	子どもたちと高年者との世代間交流、学校と地域の交流の場として、小学校の施設を活用し開設している。14の平成塾が設置され、各平成塾とも運営委員会が組織され、運営に当たっている。	26、84 85
ま	『目指す「草加っ子」 (草加市幼保小中教育指針)』	草加市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校が、校種や子どもの発達段階が異なっても、子どもの育ちを支える基本的な指導事項について15年間の見通しをもって指導のねらいや指導内容を共有し、一体となって子どもを育てていくための指針。	24、78 79、81
	目指す「草加っ子」 (15歳の姿)	『目指す「草加っ子」(草加市幼保小中教育指針)』の中で、草加市のすべての子どもが、15歳までに身に付けてほしい力を「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる」と定め、知・徳・体それぞれ、具体的な姿を示したもの。	79、80
や	ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業	特別な教育的支援を必要とする児童生徒にとって「わかる、できる」授業を通常学級でも行うことで全ての児童生徒にとってもより「わかる、できる」授業にするという考え方で設計された授業。	46、52

策定経緯

平成26年9月

教育委員協議会にて基本的な考え方について審議

平成26年10月

教育委員会事務局にて現状と課題の整理

平成26年11月～1月

教育委員協議会にて基本構成について審議

平成27年5月

第二次教育振興基本計画策定に係る調整会議の開催

教育総務部内の各課室の業務に係る原稿作成

平成27年7月～

教育総務部内にて審議（全5回）し、原稿を取りまとめ、素案作成

平成27年8月

教育委員協議会にて素案の検討・了承

平成27年9月10日～平成27年10月19日

草加市教育委員会の附属期間ほか関係団体への意見聴取

平成27年10月7日～平成27年10月16日

市長部局等への意見聴取

平成27年10月～

教育委員協議会にて関係団体・市長部局からの意見を整理

平成27年12月14日～平成28年1月12日

パブリックコメントによる意見照会

平成28年2月10日

草加市教育委員会第2回定例会にて議決

平成28年4月1日

第二次草加市教育振興基本計画 施行

意見照会

関係団体への意見照会

区分	団体数	人数	意見件数
合計	14	27	42

草加市奨学資金貸付審議会
草加市立図書館協議会
草加市文化財保護審議会
草加市立小中学校長会議
草加市PTA連合会
草加市小中学校通学区域審議会
草加市幼稚園・保育園・小学校連絡協議会
草加市障害児就学支援委員会
草加市社会教育委員
草加市公民館運営審議会
埼玉県草加市私立幼稚園協会
埼玉県立草加高校
埼玉県立草加南高校
埼玉県立草加東高校
埼玉県立草加西高校
点検評価委員
獨協大学
草加市いじめ問題対策連絡協議会
草加市いじめ問題調査対策委員会
埼玉県立草加かがやき特別支援学校

パブリックコメントによる意見照会

区分	個人・団体	意見件数
合計	6・2	27

